

3. 申込みから入園までのながれ

申込み

*一度提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。



申請内容および申請書類に虚偽が確認された場合には、申込そのものが無効となります。

書類の確認

- *提出された書類を確認し、不明な点については電話等により調査を行います。
- *お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を内定施設および事業者へ情報提供させていただく場合があります。



書類審査・選考 ※保育認定・調整課入園担当が行います

- *申込書類に基づき選考指数(利用基準指数と調整基準指数の合計)を確定し、指数(保育の必要性)の高い方から内定します。
- *同一指数となった場合は、「同一指数世帯の優先順位」(32ページ)をもとに選考します。



支給認定証の交付(保育の必要性の認定)

- *入園担当から支給認定証が交付されます。
- *提出書類に不備がある場合は発行されません。



入園内定

- *内定した方には入園前月下旬に保育園等から電話でご連絡します。
- *結果公表日は区ホームページ[ページID:1564]に掲載しています。
- *選考結果のお問い合わせは入園担当がお受けします。



面接・健康診断

- *内定後、集団保育が可能か保育園等で面接・健康診断を行います。
- *入園前月末日までに、面接・健康診断が受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しとなることがあります。



内定しなかった場合(45ページ参照)

- *申込有効期間中は、毎月選考を行います。選考が不要になった場合は必ず「申込内容変更・取下届」を提出してください。
- *最初の入園希望月に「入園(転園)待機通知書」を送付します。(4月選考で入園できなかった方については最初の入園希望月でなくても「入園(転園)待機通知書」をお送りします。)
- *入園(転園)待機通知書については、提出書類に不備・不足がある場合は、発行されません。
- *有効期間終了の連絡は行いません。

内定を辞退する場合

- *事前に下記までご連絡の上、早急に「申込内容変更・取下届」を提出してください。
- *内定を辞退する場合「入園(転園)待機通知書」は発行されません。

【連絡先】

- ・保育認定・調整課 入園担当 ☎5432-1200
- ・内定した保育園



入園決定

- * 集団保育が可能と認められたときは入園を決定します。
- * 認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等を同じ月に複数在籍すること（二重在籍）はできません。他の保育施設等を利用している場合は、認可保育施設の入園月の前月末までに必ず退園してください。
- * 入園承諾書により保育の利用期間などをお知らせします。



入園

- * 毎月1日付です。
- * 月途中での入園・転園はできません。

ご注意ください！

- ・ 申込時の申請内容を常態として入園選考を行うため、入園から卒園まで同一の状況が継続していない場合は、入園取消（退園）となる場合があります。
- ・ 転園の内定を辞退して、在園している園に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在園することが可能です。

申込みに必要な書類は、世田谷区のホームページからダウンロードできます

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ■ 入園（転園）の申込み（ファクシミリ不可） | [ページID：1552] |
| ■ 申込み内容の変更 | [ページID：1553] |
| ■ 区外にお住まいの方で、区内の保育園等を申込む場合 | [ページID：1559] |
| ■ 区内に住んでいて区外の保育園等への申込み | [ページID：1566] |

認可保育園等の空き情報等は、世田谷区のホームページをご覧ください

- 認可保育園等空き数一覧 ⇒ 4月～10月は毎月1日に更新予定 [ページID：1558]
※更新後に退園等により変動する可能性があります。
 - 令和9年4月（一次）入園可能数の掲載 ⇒ 10月20日～
 - 施設ごとの令和9年4月（一次）入園申込者数の掲載 ⇒ 12月28日
 - 令和9年4月（二次）入園可能数の掲載 ⇒ 1月20日～
- ※4月以降、上記の掲載は終了しますが、バックナンバーから確認できます。
- 認可保育園（空き数等）バックナンバー [ページID：1587]
- 保育の統計資料 [ページID：1624]

